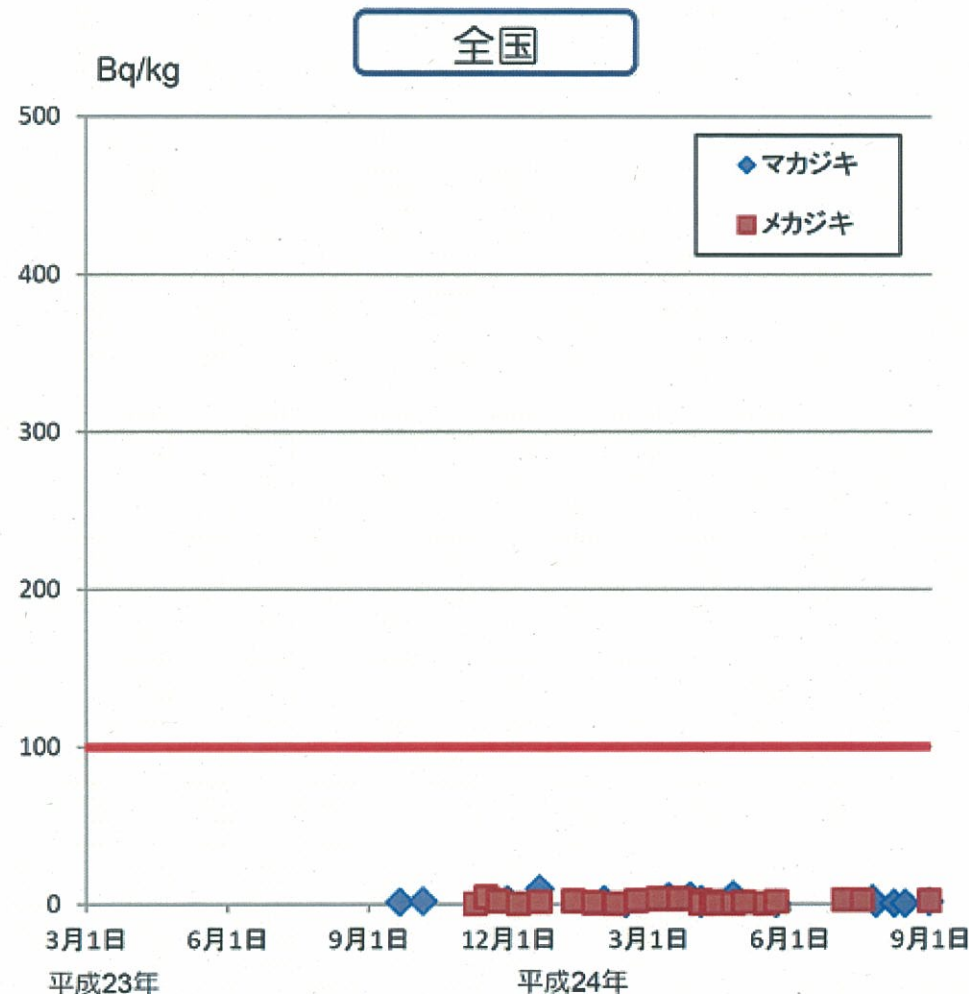


# 水産物の調査実績

8月31日公表  
分まで

【平成24年4月以降、基準値未満の種】

カツオ・マグロ類、カジキ類【回遊性魚種】



注：福島県沖では全ての沿岸漁業及び底びき網漁業で操業を自粛（ただし、ミスダコ、ヤナギダコ、スルメイカ、ヤリイカ、ケガニ、  
沖合性のツブ貝（シライトマキバイ、チチミエソボラ、エソボラモドキ及びナガバイ）及びキチジを対象とした試験操業を除く。）

注：基準値を超過した種における出荷制限や操業自粛等の状況については「9 出荷制限や操業自粛等の状況」を参照

注：各都道府県の詳細な検査結果は、水産庁ホームページ（<http://www.jfa.maff.go.jp/j/sigen/housyaseibussitutyousakeika/index.html>）を参照

<有識者議員懇談会資料>